

平成25年度液化石油ガス販売事業者等立入検査結果について

平成26年5月
関東東北産業保安監督部
東北支部保安課

当支部では、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第83条第1項及び第2項の規定に基づき、毎年、当支部所管液化石油ガス販売事業者の販売所及び認定保安機関の事業所に対し立入検査を実施している。

平成25年度は、「平成25年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針（平成25年3月29日付け20130308商局第1号）における要請事項への取り組み状況の確認を主眼に、液化石油ガス販売事業者及び保安機関における自主保安の高度化、保安教育の徹底、法令遵守の徹底への取り組み状況の確認を重点確認項目として立入検査を実施した。

平成25年度の液化石油ガス販売事業者等立入検査の概要は、以下のとおりである。

I 立入検査の実施について

1. 実施時期 平成25年5月～平成26年3月

2. 実施件数

販売事業者	10販売所（9事業者）
保安機関	10事業所（9事業者）
計	20事業所（18事業者）

※当支部所管販売事業者は全て認定保安機関であり、販売事業者の立入検査においては保安機関の業務についても検査を実施している。

3. 実施内容

- ・各販売事業者及び保安機関の事業所において、業務主任者等の立会のもとに帳簿等の検査及び貯蔵施設等の現場確認を実施。
- ・立入検査において問題点が認められた場合は指摘事項とし、後日、改善指示書を交付。改善報告書により是正処置を確認。

また、軽微な不適合については、注意事項とし通知。後日、電話等で改善を確認。

II 平成25年度液化石油ガス販売事業者等立入検査における指摘事項（項目別）

（単位：件・％）

No.	項目	主な違反内容	件数	構成比
【販売事業者】				
1	販売所の変更（法第8条）	貯蔵施設変更届の未提出	1	7.1
2	書面の交付（法第14条）	法第14条に基づく書面の不備	1	7.1
3	保安業務規程（法第35条）	保安業務規程変更の無認可及び不遵守	1	7.1
4	保安業務の委託（法第28条）	保安業務委託契約内容の不備等	4	28.6
5	帳簿の記載（法第81条）	帳簿の記載内容の不備又は不保存	2	14.3
6	事故届（高圧法第63条）	事故の未届	1	7.1
【保安機関】				
7	一般消費者等の数の増加の認可等（法第33条）	一般消費者等の数の増加を無認可で実施 ※嚴重注意文書を交付	1	7.1
8	保安業務規程（法第35条）	保安業務規程変更の無認可及び不遵守	3	21.4
	合 計		14	100

※端数処理のため、100%にならない。